

## 受益者負担金よくある質問



Q1 受益者負担金とは、何ですか？



A1 受益者負担金は、下水道が整備された区域の方（土地所有者等）に、下水道整備にかかる費用の一部を負担していただくものです。

下水道が整備されると、家庭雑排水やトイレの汚水を直接下水道に流せるようになり、生活環境が改善され、その区域の公衆衛生が向上します。これにより、利便性や快適性が向上し、土地の資産価値が増加することとなります。

しかし、下水道を利用できるのは、道路や公園など異なり、下水道が整備された区域の方（土地所有者等）に限られます。

そこで、このような区域の方（土地所有者等）に、下水道の整備にかかる費用の一部をその土地の面積に応じてご負担いただくのが「下水道事業受益者負担金制度」です。この制度は、瀬戸市に限らず、全国的に採用されています。

新たに下水道供用区域となった土地1㎡あたり600円（1坪あたり約2,000円）で、その土地に対して一度限りの負担となります。

Q2 土地を所有しているだけで、受益者になるのですか？

A2 下水道が整備されることにより、その区域の公衆衛生の向上や生活環境の改善が図られ、土地の利用価値が高まるため、下水道整備区域内に土地の権利をお持ちの方は、未整備区域の方と比べて利益を受けることとなります。そのため、下水道整備区域内に土地の権利をお持ちの方は、全て受益者となります。

このため、取付管の設置申請をされていない方や敷地内の下水道接続工事をされていない土地の権利者についても、受益者となります。



Q3 受益者負担金は誰が納付するのですか？



A3 土地の権利をお持ちの方からの申告により受益者負担金を納付する方が決まります。

4月1日時点において、下水道が利用できるようになった区域の土地所有者（土地を2名以上の共有により所有されている場合は、固定資産課税台帳上の代表者）の方に「下水道事業受益者申告書」を郵送します。土地所有者と建物の所有者、土地使用者などが異なる場合は、関係者で話し合いのうえ、受益者を決めて申告してください。また、土地を2名以上の共有により所有されている場合は、代表者を決めて申告してください。ご提出いただいた申告書の内容に基づき、受益者を認定します。

なお、申告の無い場合は、固定資産課税台帳上の土地所有者を受益者として認定します。

Q4 受益者負担金は、いつから納付するのですか？

A4 下水道供用開始後に受益者負担金の納付をお願いすることとなります。

具体的には、5月10日頃までに申告していただく「下水道事業受益者申告書」に基づき、受益者を認定し、その方を納付義務者とします。7月10日に納付義務者に対して、納入通知書を発送します。受益者負担金の第1期の納期限は、8月10日です。

また、納付方法で一括を選択している場合は前納報奨金が適用されます。前納報奨金が適用されると納付額がお安くなりますが、納期限を過ぎてしまうと前納報奨金が適用されませんのでご注意ください。

Q5 瀬戸市の受益者負担金は、なぜ土地面積の割合に応じて納付するのですか？

A5 受益者負担金は、下水道整備により利便性や快適性が向上し、土地の利用価値が高まることに対して賦課するものであり、土地の大きさによってその利益性は比例します。そのため、土地面積の割合に応じて受益者負担金をお願いしています。全国的に見ても、ほとんどの市町村でこのような算定方法を採用しています。



Q6 どのような土地でも、受益者負担金を納付しなければなりませんか？



A6 下水道供用開始区域内の土地は、取付管の設置や下水道接続工事をされていない場合でも、すべて対象になります。（ただし、道路や水路など公共のために使用されている土地については、対象とならない場合があります。）

なお、現況地目が農地や山林などの場合は、「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」をご提出いただくと、受益者負担金の徴収の猶予（納付の延期措置）が一定期間受けられます。（ただし、猶予措置はあくまで納付の先延ばしであり、納付額を減額・免除するものではありません。）

Q7 受益者負担金を納付しない場合は、どうなりますか？

A7 督促状、催告状の送付、電話催告や戸別訪問などにより催促します。また、納期限を過ぎると延滞金が増加されます。場合によっては、国税滞納処分の例により処分が行われます。受益者負担金の趣旨についてご理解いただき、納期限までに納付ください。

Q8 土地の売買などにより、所有者を変更した場合は、どのような手続きが必要ですか？

A8 受益者負担金の納付義務は、土地の名義等を変更しても、自動的に変更されません。（猶予中の方も同様です。）新たな権利者に納付義務を引き継ぐ場合は、必ず「下水道事業受益者負担金 納付義務継承届」を提出してください。

納付義務継承届が必要な方は、下水道課までご連絡ください。（ただし、納期限を経過した受益者負担金は、新しい受益者に納付義務を継承することができません。）



Q9 受益者負担金の納付方法は？



- 市役所・金融機関窓口：下記1の納付場所で納付いただけます。
- 口座振替：下記2の金融機関の本店・支店の窓口へ提出ください。
- コンビニエンスストア：下記3のコンビニエンスストアで納付いただけます。  
(金額が30万円を超える場合、納期限を過ぎた場合は、コンビニエンスストアでは納付いただけません。)
- 地方税統一QRコード(eL-QR)での納付：スマートフォン決済アプリ・クレジットカードなどで納付ができます。  
ご利用方法は「eLお支払サイト」からご確認ください。  
(領収書は発行されませんので、納付完了時の通知メールと取引履歴によりご確認ください。)



eL お支払サイト

※コンビニエンスストア、地方税統一QRコード(eL-QR)で納付をご希望の方は、納付が可能な納付書を郵送しますので、お問い合わせください。

※令和8年度当初(令和8年7月発送)にお送りした納付書は、コンビニエンスストア、地方税統一QRコード(eL-QR)では納付いただけません。

1. 納付場所

瀬戸市役所、水野・幡山・品野支所

瀬戸信用金庫、三菱UFJ銀行、あいち銀行、名古屋銀行、十六銀行、大垣共立銀行

あいち尾東農業協同組合、東海労働金庫、信用組合愛知商銀、イオ信用組合

愛知・岐阜・三重・静岡各県下のゆうちょ銀行・郵便局

eL-QR対応金融機関

2. 金融機関

瀬戸信用金庫、三菱UFJ銀行、あいち銀行、名古屋銀行、十六銀行、大垣共立銀行

あいち尾東農業協同組合、東海労働金庫、信用組合愛知商銀、イオ信用組合

ゆうちょ銀行・郵便局

3. コンビニエンスストア

スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ

ニューヤマザキデイリーストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ

MMK(マルチメディア端末)設置店、ミニストップ、ヤマザキハシナパートショップ

ヤマザキデイリーストア、ローソン